

山梨県公報

号外第四十三号

平成二十七年

六月三十日

火曜日

目次

規則

○山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第三十三号

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年六月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則(昭和五十一年山梨県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「であつて患者の収容施設」を「のうち患者を入院させるための施設」に、「並びに老人福祉法」を「老人福祉法」に改め、「特別養護老人ホーム」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

別表第四の二の4の備考2中「第七条」を「第七条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に、「であつて患者の収容施設」を「のうち患者を入院させるための施設」に、「並びに老人福祉法」を「老人福祉法」に改め、「特別養護老人ホーム」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加え、「この」を「この」に、「減じた」を「減じた」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十七年四月一日において既に山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則別表第四の二の4の備考1に規定する第二種区域、第三種区域若しくは第四種区域の区域内に所在する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内に設置されている工場若しくは事業場(騒音に係る特定施設(山梨県生活環境の保全に関する条例(昭和五十年山梨県条例第十二号)第二条第五項に規定する特定施設をいう。以下同じ。)を設置しているものに限る。)のうち同日からこの規則の施行の日までの間に当該騒音に係る特定施設の変更(当該変更によりこの規則による改正後の別表第四の二の4の備考2の規定を適用した場合における規制基準値を超えることとなるものに限る。)をしたもの(当該変更に係る工事を行っているものを含む。)又は平成二十七年四月一日からこの規則の施行の日までの間に当該区域内において新たに騒音に係る特定施設を設置した工場若しくは事業場(当該設置の工事を行っているものを含む。)に係る規制基準については、この規則の施行の日から一年間は、この規則による改正後の別表第四の二の4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番